

議案第 4 5 号

和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を定める
ことについて

和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
定める。

和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成 4 年条例第 2 0 号）の一部を
次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正
後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改
正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 (略) 2 ～ 6 (略) <u>7 この条例において「受給者」とは、市長から第 5 条の規定に基づき受給者証を交付される次条に 定める対象者をいう。</u> <u>8 この条例において「現物給付」とは、受給者が、 健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 6 3 条 第 3 項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬 局等で一部負担金の支払いを求められず、市町村 が受給者に代わって医療費を当該医療機関に支払 うことをいう。</u> (所得の制限) 第 4 条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該 当するときは、第 6 条の規定にかかわらず、医療 費を支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 前 2 号の所得について、ひとり親等が所得税 法の規定による所得税の申告又は地方税法（昭 和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による市町村 民税（以下「市町村民税」という。）の申告 <u>（</u> <u>以下「税の申告」という。）</u> を行わないこと等 により当該所得を確認できないとき。 2 ・ 3 (略) (支給の範囲) 第 6 条 市長は、受給者の一部負担金に相当する額 <u>を支給する。</u>	(定義) 第 2 条 (略) 2 ～ 6 (略) (所得の制限) 第 4 条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該 当するときは、第 6 条の規定にかかわらず、医療 費を支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 前 2 号の所得について、ひとり親等が所得税 法の規定による所得税の申告又は地方税法（昭 和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による市町村 民税（以下「市町村民税」という。）の申告を 行わないこと等により当該所得を確認できない とき。 2 ・ 3 (略) (支給の範囲) 第 6 条 市は、受給者が支払った一の医療機関等 における対象者ごとの療養に係る一部負担金のうち、 次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号 に定める額を超える額に相当する医療費を支給す

2 前項の規定にかかわらず、税の申告を行わない等受給者の責めにより過分の自己負担があるときは、その額については、支給の対象としない。 (支給の方法) 第7条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、市長は、埼玉県内の医療機関等が対象者に対して現物給付を実施する場合には、規則の定めるところにより当該医療機関等の請求に基づき、医療費を受給者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。 3 (略) (届出義務) 第8条 受給者は、第5条第1項の規定により申請した事項に変更等が生じたときは、規則で定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。 2 (略) (支給費の返還) 第11条 市長は、偽りその他不正の行為等により、この条例による医療費の支給を受けた者がいるとき、又は他の法令等により医療費の支給を受けたものがあるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。	る。 (1) 通院等（入院以外をいう。）の場合 同月につき1,000円 (2) 入院の場合 1日につき1,200円 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる一部負担金について支給する医療費の額は、当該一部負担金の全額に相当する額とする。 (1) ひとり親等の市町村民税が当該療養のあった月の属する年度（当該療養のあった月が4月又は5月の場合にあっては前年度）分において課されないとき、又は市町村の条例の規定により免除されているときの当該療養に係る一部負担金 (2) 薬局における一部負担金 (3) 治療用装具の製作費に係る一部負担金 (4) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童の通院等及び入院に係る一部負担金 (支給の方法) 第7条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、市長は、埼玉県内の医療機関等が対象者に対して現物給付を実施する場合には、当該医療機関等の請求に基づき、医療費を受給者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。 3 (略) (届出義務) 第8条 受給者は、第5条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。 2 (略) (支給費の返還) 第11条 市長は、偽りその他不正の行為等により、この条例による医療費の支給を受けた者がいるとき、又は他の法令等により医療費の支給を受けたものがあるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費から適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

令和6年6月6日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

ひとり親家庭等の医療費助成制度における、自己負担の規定を廃止するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。